

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱

制 定 平成 21 年 4 月 1 日 こ地第 506 号(副市長決裁)
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 こ保運第 1681 号(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、認可外保育施設が実施する乳幼児の一時預かり事業に予算の範囲内で補助金を交付することにより、子育てに伴う養育者の身体的、精神的負担の緩和及び多様な働き方に応じた一時預かり事業を提供することで保育所待機児童の減少を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

2 認可外保育施設が実施する一時預かり事業についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 認可外保育施設

乳児又は幼児を保育することを目的とする施設で、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年 3 月29日雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」を満たしており、市長に児童福祉法(昭和22年法律第 164 号。以下「法」という。)第59条の 2 に規定する届出をしている施設

(2) 一時預かり事業

法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業及びこれに準じる一時預かり事業

(3) 単独型実施施設

認可外保育施設において一時預かり事業を実施する施設

(4) 併設型実施施設

小規模保育事業を実施する場所に併設して一時預かり事業を実施する施設

(補助対象事業者の範囲)

第 3 条 この要綱における補助対象事業者は、こども青少年局長が補助事業者として選定した者とする。

2 補助対象事業者の選定方法については、こども青少年局長が別に定める。

3 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)

(2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員(「暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。」)に該当する者があるもの

(3) 個人にあっては、暴力団員

(留意事項)

第 4 条 補助対象事業者は、この事業の実施にあたっては、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

(1) この事業を利用しようとする養育者(以下「利用者」という。)が事業を利用するに至った事情を斟酌し、利用者に対して精神的な負担を与えないような対応に努めるとともに、その利用者が子育てに関して問題を抱えていると判断するときは、福祉保健センター等の関係機関と連携して、必要とする福祉サービスに繋げるよう努めること。

(2) 横浜市が実施する一時預かり事業の社会的理解を進めるための広報啓発に積極的に協力すること。

(3) 利用者の育児に対する相当の疲労・負担感があると窺われ、早急にこれらの軽減を図る必要があるなど緊急に対応すべきニーズがあると認められる場合には、できる限りその利用ができるよう、当事業の基準を満たしたうえで、臨時的に定員を超えて預かりを行う等柔軟な対応に努めること。

(4) 横浜市が実施する一時預かりサービスの待機児童解消効果の検証に協力すること。

- (5) 横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システム上で利用予約の受付を行い、利用実績の報告も行うこと。

(対象児童)

第5条 この事業において、一時預かりの対象とする児童は、次の各号に定める要件すべてに該当する児童とする。

- (1) 横浜市内に居住していること。
 - (2) 生後57日以上で小学校就学前であること。
- 2 前項第2号の規定に関わらず、地域のニーズ及び安全な保育の確保等のため、生後57日以上から3歳に達した日以後における最初の3月31日までに限定することができる。

(利用登録及び利用申込)

第6条 利用者は、この事業を利用するために、あらかじめ補助対象事業者に対し、対象児童であることを証する書類を提示し、横浜市一時預かり・病児保育WEB予約システムを通じて、利用登録申請をしなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項に規定する利用者からの利用登録申請に対し、速やかに応じなければならない。
- 3 利用者は、この事業を利用する際には補助対象事業者に利用申込をしなければならない。
- 4 補助対象事業者は、前項に規定する利用申込の期限を、利用者が利用しようとする日の前日から5日前までの間で設けるよう努め、これを明らかにしておかなければならない。
- 5 補助対象事業者は、原則として、第3項に規定する利用申込を受ける際に、その利用目的（就労、緊急、リフレッシュ）を理由として利用申込を拒んではならない。

(定員)

第7条 この事業により同時に一時預かりを行う児童の定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 単独型実施施設 6人から18人までの間で定めた人数
 - (2) 併設型実施施設 6人から18人までの間で定めた人数
- 2 前項に規定する定員の運用について、毎週定期的、継続的に利用する利用者のため、利用予約を入れる対象とできる定員数は、全定員数の概ね3分の1以下とする。ただし、受入状況に余裕がある場合は、市と協議の上、全定員数の概ね2分の1以下とすることができる。

(実施施設)

第8条 補助対象事業者は、この事業を実施するにあたって、事業を実施するための専用の保育室(以下「保育室」という。)として、定員1人あたり3.3㎡以上を確保しなければならない。ただし、定員に関わらず、一時預かりの際、利用月の属する年度の4月2日の時点で満2歳以上の児童は、1人あたり1.98㎡以上の確保とすることができる。

- 2 横浜保育室事業実施要綱(平成9年4月1日福保推第18号)第2条第1号に規定する横浜保育室として認定された施設を、前項に規定する保育室とすることは認められない。
- 3 新たに保育室を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。
 - (1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。
 - (2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済のもの)

(事業責任者及び保育責任者)

第9条 補助対象事業者は、この事業を実施するにあたり、事業責任者を実施施設におかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、保育責任者として、常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務)の保育資格を有する者を1名以上、実施施設におかなければならない。なお、前項に定める事業責任者が保育責任者を兼ねることもできる。

(事業の実施日及び実施時間)

第10条 この事業は、原則として、次の各号に掲げる日を除き毎日実施しなければならない。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
 - (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
 - (4) その他、市長が認める日
- 2 前項第4号に基づき事業を実施しない日については、必ず事前に市長に届出をするとともに、利用者に対して周知をしなければならない。
- 3 この事業の実施時間は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 8時間実施施設
午前8時30分から午前9時までの間に開始して連続した8時間以上
 - (2) 11時間実施施設
午前7時30分から午前8時30分までの間に開始して連続した11時間以上
- 4 補助対象事業者は、事業計画書(第2号様式)に記載した実施時間を超える時間帯について、時間外保育を設定することができる。

(利用限度)

第11条 この事業において、利用者が1か月の間に児童を預けることができる上限は、児童1人につき1月あたり120時間とする。

(利用料)

- 第12条 補助対象事業者は、第10条第3項に基づき定める実施時間内において、利用者から1時間あたり300円を上限として利用料を徴収することができる。
- 2 補助対象事業者は、前項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、利用者から給食費やおやつ代など、第17条に定める補助対象経費以外の実費相当額を徴収することができる。
 - 3 補助対象事業者は、第6条第3項に規定する利用申込をした利用者が、実際には利用しなかった場合には、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、その利用申込の内容どおりに利用した場合に支払うべき利用料の額を上限として、利用者から違約金を徴収することができる。
 - 4 補助対象事業者は、利用回数や利用時間に応じた月額料金を設定することができる。ただし、1時間あたり300円を超える料金設定にしてはならない。

(利用料減免)

第13条 事業実施者は、次の各号に該当する利用の場合、前条第1項に規定する利用料について、減免しなければならない。

- (1) 保護者が横浜市民であって、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する児童であること。
 - (2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、直近の市民税が非課税の世帯に属する児童であること。
 - (3) 保護者が横浜市民であって、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による受給資格者認定を受けたものが監護する児童又は横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例(平成3年12月25日条例第55号)による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けた児童であること。
 - (4) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が横浜市民であって、地方税法の規定による市町村住民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯に属する児童であること。
 - (5) 自然災害等により被災した世帯に属する児童であること。
 - (6) 保護者が横浜市民であって、利用目的が緊急・リフレッシュである多胎児と確認できた児童であること。なお、多胎児のうちの一人での預かりについても対象とする。また、多胎児のきょうだいは対象外とする。
- 2 前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に該当する利用の場合の利用料等の減免は、事業実施時間における利用料の全額、前項第4号においては事業実施時間における利用料総額の3分の2とする。
- 3 第1項の減免を受けようとする保護者は、第1項各号に該当することを証する書面(原則として、有効期限内に限る。)を利用日より前、又は利用日当日に事業実施者に提出しなければならない。な

お、減免適用開始日は、書面を事業実施者に提出した日の属する月の1日とし、減免適用開始日以降については、既に支払った利用料も減免の対象とする。

- 4 第1項第1号に定める生活保護法による被保護世帯、第1項第3号に定めるひとり親世帯及び第1項第5号に定める自然災害等により被災した世帯については、前項の規定に関わらず、減免対象となった日から第1項に定める減免を適用する。既に支払った利用料については前年度分も減免の対象とする。

(はじめてのおあずかり券)

第14条 補助対象事業者は、利用者が横浜市「はじめてのおあずかり券」交付事業実施要綱に基づくはじめてのおあずかり券の利用を希望する場合、第12条の規定にかかわらず無償で一時預かりを体験する機会を提供する。

(職員配置基準等)

第15条 実施施設の職員は、子育てに十分な知識と経験を有する者とし、利用児童3人に対して職員1人を配置しなければならない。また、利用児童の人数に応じて配置する職員のうち、その2分の1以上は保育士の資格を有する者でなければならない。

- 2 実施施設の職員のうち、保育士の資格を有しない者は、「子育て支援員研修」地域保育コース<地域型保育>又は<一時預かり事業>研修を修了した者であること。
- 3 実施施設には、利用児童数にかかわらず常時少なくとも保育士資格を有する者を含む2人の職員を配置しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
 - (1) 全ての子どもが帰宅した後など、子どもが0人となった場合
 - (2) 乳幼児一時預かり事業の利用希望が無く保育を提供する必要がない日
- 4 前項各号で掲げる場合においても、利用希望があった際には、職員配置基準を満たす体制がとれるように連絡体制等の確立をしなければならない。体制が整わないことを理由に受入を断ることは認められない。
- 5 補助対象事業者は、横浜市等が開催する研修に職員を参加させるよう努めなければならない。

(障害児等受入加配)

第16条 実施事業者は次に定める児童がこの事業を利用する際には、児童の処遇向上を図るため、第15条に定める職員配置基準を満たしたうえで、必要に応じて、職員の加配等を行うものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年12月法律第283号）第14条に定める「身体障害者手帳」の交付を受けている児童
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める「療育手帳」（横浜市における呼称は「愛の手帳」）の交付を受けている児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月法律第123号）第45条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童
- (4) 障害福祉サービス受給者証又は、障害児通所受給者証の交付を受けている児童
- 2 前項に定める職員の加配等は、別表1のとおりとする。
- 3 施設は、第1項に該当する児童について、障害児等受入加配の対象児童として申請することができる。

(補助対象経費)

第17条 補助の対象となる経費は、この事業の実施に要する経費で、別表2に掲げる経費とする。

- 2 補助金額は、別表2の右欄に基づき算定した金額、別表3及び別表4により算出した金額とする。
- 3 月の途中で事業を開始又は廃止した場合は、その月を補助の対象とする。

(交付申請)

第18条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、市長が定める日までに補助金交付申請書を提出するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類は、次の各号に規定する様式を

用いなければならない。

- (1) 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類
事業計画書(第2号様式)
- (2) 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類
収支予算書(第3号様式)
- 4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、実施施設の賃貸借契約書の写し、横浜市が指定した補助額算出表、法人の運営状況がわかる書類とする。

(交付決定通知)

第19条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(交付申請事項の変更)

第20条 補助金規則第7条の規定により、補助対象事業者が交付決定額にかかわる交付申請事項の変更等しようとするときは、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更申請書(第5-1号様式)及び添付書類を提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請により、補助金交付決定の変更を行う必要があるときは、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 交付決定額にかかわらない事業内容の変更が生じたときは、横浜市乳幼児一時預かり事業内容変更届出書(第5-2号様式)によりすみやかに市長に届け出なければならない。なお、変更内容に関わらず、変更予定日の3か月以上前に相談すること。

(申請の取下げの期日)

第21条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の通知を受けた日から起算して10日後の日とする。

(状況報告)

第22条 補助対象事業者は、月ごとの実施状況を、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第23条 補助金規則第14条第1項の規定により補助対象事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める書類を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類
横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書(第7号様式)及び年間の利用実績が確認できる資料
- (2) 補助金規則第14条第1項第2号に基づく書類
収支決算書(第8号様式)
- 2 補助金規則第14条第5項第1号の規定にかかわらず、市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、保育責任者の配置が確認できる書類(貸金台帳等)、横浜市が指定した補助額算出表、設備助成に係る経費の支出を証する領収書等の書類の写し、施工前後の写真、震災対策物品に係る経費の支出を証する領収書等の書類の写し及び新規開設加算に係る経費の支出を証する領収書等の書類の写しとする。
- 3 補助対象事業者は、この事業の運営にかかる支出額が利用実績等に基づき算出された補助金額及び利用者から徴収した利用料等の合計額を下回る場合は、その差額を減じた額で交付額を確定するものとする。
- 4 支払済みの補助金額が交付確定額を上回る場合には、当該余剰金を返還しなければならない。次年度に繰り越すことはできない。

(補助金額の確定通知)

第24条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第25条 この補助金は、補助対象事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、補助金規則第17条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することとし、原則として四半期ごとに概算払いにより交付する。

(補助金交付の請求)

第26条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求に用いる書類は、横浜市乳幼児一預かり事業補助金請求書(第10号様式)とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第27条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(財産の処分の制限)

第28条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間告示(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)に規定する期間とする。

(個人情報の保護)

第29条 補助事業者は、この事業による事務を処理するための個人情報の取扱については、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第30条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(委 任)

第31条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月31日から施行する。ただし、第22条及び第23条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、第22条及び第23条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、改正後の交付要綱に基づく補助金の交付申請に基づき、既に交付決定している補助金の一部を変更し、改正後の交付要綱に基づき補助金を交付することができる。

(補助対象事業者における実施類型の変更)

- 3 この要綱の施行に伴い、既に事業を実施している補助対象事業者の実施類型を別表1のとおり定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、第22条及び第23条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱により補助金の交付が決定された事案の処理については、第22条及び第23条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年 8 月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年 2 月28日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、平成25年度補助金の申請にかかる横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書(第 1 号様式)については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年 6 月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年 1 月 8 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設への第 8 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「3.3 ㎡」とあるのは「1.98 ㎡」とする。
- 3 この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設の職員の配置についての第12条第 2 項の規定の適用については、当分の間、同条第 2 項中「保育士の資格を有する者」とあるのは「保育士又は看護師の有資格者」と、「2 分の 1 以上」とあるのは「3 分の 1 以上」とする。
- 4 この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設に対する補助金額についての別表 2 の規定の適用については、平成27年 3 月31日までの間、家賃助成について同表中「9,900 円」とあるのは「9,000 円」、利用時間加算について同表中「480 円」とあるのは「460 円」と、「520 円」とあるのは「500 円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年 3 月 2 日から施行する。ただし、別表 2 及び 3 の変更については、平成27年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成27年 1 月 8 日までに事業を開始した施設に対する補助金額についての別表 2 の規定の適用については、当面の間、家賃助成について同表中「9,900 円」とあるのは「9,000 円」、利用時間加算について同表中「490 円」とあるのは「470 円」と、「540 円」とあるのは「520 円」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 8 月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成31年度以降の補助事業について適用し、平成30年度までの補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、令和2年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に事業を実施している施設への第7条第1項の規定の適用については、令和2年度に限り、同項中「単独型実施施設 6人から18人までの間で定めた人数」とあるのは「単独型実施施設 15人」とし、「併設型実施施設 6人から18人までの間で定めた人数」とあるのは「併設型実施施設 6人から15人までの間で定めた人数」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
(新型コロナウイルス感染症の流行に伴う補助金等の算定方法)
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の減少における事業継続のための支援として、令和2年4月から令和3年3月までにおける別表2に定める利用時間加算及び事務負担加算の算定方法については、令和2年4月から令和3年3月までの各月の総利用時間及び延べ預かり児童数と、前年度における該当施設の各月の総利用時間及び延べ預かり児童数を比較して、多い年度の月を基に総利用時間加算及び事務負担加算を算定する。
- 3 前項のうち、令和2年4月1日以降に開設した実施施設については、令和元年度に開設していた同類型同種別施設の平成31年4月から令和2年3月までの各月の総利用時間及び延べ預かり児童数を同類型同種別施設の合計定員数で各月割ったもの(小数点第一位以下は切り捨て)に、該当施設の定員数を乗じた数を、前項で比較する前年度における各月の総利用時間及び延べ預かり児童数とする。
(新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業継続支援金)
- 4 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の減少における事業継続のための支援として、令和2年4月から6月までの総利用時間数が、平成31年4月から令和元年6月までの総利用時間数を下回る場合においては、平成31年4月から令和元年6月までの総利用時間数から令和2年4月から6月までの総利用時間数を引いた数の合計に、300を掛けた額(以下「減収額」という。)を、附則別表1の減収額の階層に当てはめて得られた額の事業継続支援金(以下「支援金」という。)を、横浜市は支払うものとする。
- 5 前項のうち、令和2年4月1日から6月30日までに開設した実施施設については、令和元年度に開設していた同類型同種別施設の平成31年4月から令和元年6月までの総利用時間数を、同類型同種別施設の合計定員数で割ったもの(小数点第一位以下は切り捨て)に、該当施設の定員数を乗じた数を、前項で比較する平成31年4月から令和元年6月までの総利用時間数とする。
- 6 補助対象事業者は、支援金の支払を受けるにあたり、「横浜市乳幼児一時預かり事業継続支援金請求書」(附則第1号様式)を本市が定める期日までに提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第1項の基準を満たしていない施設に対する別表2の補助金額規定の適用については、家賃助成について同表中「15,000円」とあるのは「9,000円」とする。
- 3 第9条の規定について、令和3年4月1日時点で事業を実施している施設は、令和6年3月31日まで適用外とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項については、令和4年3月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第1項及び第14条第1項の基準を満たしていない施設に対するこの要綱に基づく補助金額の算定にあたっては、別表2利用時間加算の項目中「500円」とあるのは「460円」とする。
- 3 第9条第2項の規定を満たしていない施設に対するこの要綱に基づく補助金額の算定にあたっては、別表2基本助成の項目中「552,300円」とあるのは「487,200円」と、「731,600円」とあるのは「660,800円」とする。

(新型コロナウイルス感染症の流行に伴う令和3年度の補助金等の算定方法)

- 4 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い利用者が減少した施設に対する事業継続のための支援として、令和3年度実績を基に算出した補助金で事業収支が不足する場合、令和3年4月から9月まで、及び令和4年1月から3月までにおける、別表2に定める利用時間加算については、各月の総利用時間と令和元年度における該当施設の各月の総利用時間を比較し、多い方の実績により、算定することができる。

また、別表2に定める事務負担加算については、各月の総利用時間と令和元年度における各月の総利用時間、及び、各月の延べ預かり児童数と令和元年度における各月の延べ預かり児童数を比較し、多い方の実績により、算定することができる。

ただし、令和2年度に開設した実施施設については、令和元年度に開設していた同類型同種別施設の平成31年4月から令和2年3月までの各月の総利用時間及び延べ預かり児童数を同類型同種別施設の合計定員数で各月割ったもの(小数点第一位以下は切り捨て)に、該当施設の定員数を乗じて算出される総利用時間及び延べ預かり児童数を令和元年度の実績とする。なお、令和2年7月に開設した実施施設の4月から6月まで及び令和3年度に開設した実施施設については、上記の算定方法の適用外とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱施行の際、改正前の横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則別表 1 事業継続支援金表

減収額	支援金額
5 万円以上 ～ 10 万円未満	4.5 万円
10 万円以上 ～ 15 万円未満	9 万円
15 万円以上 ～ 20 万円未満	13.5 万円
20 万円以上 ～ 25 万円未満	18 万円
25 万円以上 ～ 30 万円未満	22.5 万円
30 万円以上 ～ 35 万円未満	27 万円
35 万円以上 ～ 40 万円未満	31.5 万円
40 万円以上 ～ 45 万円未満	36 万円
45 万円以上 ～ 50 万円未満	40.5 万円
50 万円以上 ～ 55 万円未満	45 万円
55 万円以上 ～ 60 万円未満	49.5 万円
60 万円以上 ～ 65 万円未満	54 万円
65 万円以上 ～ 70 万円未満	58.5 万円
70 万円以上 ～ 75 万円未満	63 万円
75 万円以上 ～ 80 万円未満	67.5 万円
80 万円以上 ～ 85 万円未満	72 万円
85 万円以上 ～ 90 万円未満	76.5 万円
90 万円以上 ～ 95 万円未満	81 万円
95 万円以上 ～ 100 万円未満	85.5 万円
100 万円以上 ～ 105 万円未満	90 万円
105 万円以上 ～ 110 万円未満	94.5 万円
110 万円以上 ～ 115 万円未満	99 万円
115 万円以上 ～ 120 万円未満	103.5 万円
120 万円以上 ～ 125 万円未満	108 万円
125 万円以上 ～ 130 万円未満	112.5 万円
130 万円以上 ～ 135 万円未満	117 万円
135 万円以上 ～ 140 万円未満	121.5 万円
140 万円以上 ～ 145 万円未満	126 万円
145 万円以上 ～ 150 万円未満	130.5 万円

減収額	支援金額
155 万円以上 ～ 160 万円未満	139.5 万円
160 万円以上 ～ 165 万円未満	144 万円
165 万円以上 ～ 170 万円未満	148.5 万円
170 万円以上 ～ 175 万円未満	153 万円
175 万円以上 ～ 180 万円未満	157.5 万円
180 万円以上 ～ 185 万円未満	162 万円
185 万円以上 ～ 190 万円未満	166.5 万円
190 万円以上 ～ 195 万円未満	171 万円
195 万円以上 ～ 200 万円未満	175.5 万円
200 万円以上 ～ 205 万円未満	180 万円
205 万円以上 ～ 210 万円未満	184.5 万円
210 万円以上 ～ 215 万円未満	189 万円
215 万円以上 ～ 220 万円未満	193.5 万円
220 万円以上 ～ 225 万円未満	198 万円
225 万円以上 ～ 230 万円未満	202.5 万円
230 万円以上 ～ 235 万円未満	207 万円
235 万円以上 ～ 240 万円未満	211.5 万円
240 万円以上 ～ 245 万円未満	216 万円
245 万円以上 ～ 250 万円未満	220.5 万円
250 万円以上 ～ 255 万円未満	225 万円
255 万円以上 ～ 260 万円未満	229.5 万円
260 万円以上 ～ 265 万円未満	234 万円
265 万円以上 ～ 270 万円未満	238.5 万円
270 万円以上 ～ 275 万円未満	243 万円
275 万円以上 ～ 280 万円未満	247.5 万円
280 万円以上 ～ 285 万円未満	252 万円
285 万円以上 ～ 290 万円未満	256.5 万円
290 万円以上 ～ 295 万円未満	261 万円
295 万円以上 ～ 300 万円未満	265.5 万円

横浜市乳幼児一時預かり事業継続支援金請求書
(令和 2 年 4 月～令和 2 年 6 月)

横浜市長

所在地
法人名
(個人の場合は施設名を記入)
役職名
代表者名

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱に基づき、令和 2 年 4 月から令和 2 年 6 月の事業継続支援金について請求します。

施設名：_____

令和 2 年 4 月～令和 2 年 6 月	4 月	5 月	6 月	合計①
総利用時間数				

平成31年 4 月～令和元年 6 月	4 月	5 月	6 月	合計②
総利用時間数				

(②－①) × 300 円 = ¥ ③

③の額			支援金額④
5 万円以上	～	10 万円未満	4.5 万円
10 万円以上	～	15 万円未満	9 万円
...	...	...	...
290 万円以上	～	295 万円未満	261 万円
295 万円以上	～	300 万円未満	265.5 万円

※表の詳細は裏面のとおり

事業継続支援金請求額(④)

¥

※③の額が 5 万円未満の場合には請求できません。

金融機関名 支店名			
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
ふりがな			
口座名義人			

減収額	支援金額
5 万円以上 ～ 10 万円未満	4.5 万円
10 万円以上 ～ 15 万円未満	9 万円
15 万円以上 ～ 20 万円未満	13.5 万円
20 万円以上 ～ 25 万円未満	18 万円
25 万円以上 ～ 30 万円未満	22.5 万円
30 万円以上 ～ 35 万円未満	27 万円
35 万円以上 ～ 40 万円未満	31.5 万円
40 万円以上 ～ 45 万円未満	36 万円
45 万円以上 ～ 50 万円未満	40.5 万円
50 万円以上 ～ 55 万円未満	45 万円
55 万円以上 ～ 60 万円未満	49.5 万円
60 万円以上 ～ 65 万円未満	54 万円
65 万円以上 ～ 70 万円未満	58.5 万円
70 万円以上 ～ 75 万円未満	63 万円
75 万円以上 ～ 80 万円未満	67.5 万円
80 万円以上 ～ 85 万円未満	72 万円
85 万円以上 ～ 90 万円未満	76.5 万円
90 万円以上 ～ 95 万円未満	81 万円
95 万円以上 ～ 100 万円未満	85.5 万円
100 万円以上 ～ 105 万円未満	90 万円
105 万円以上 ～ 110 万円未満	94.5 万円
110 万円以上 ～ 115 万円未満	99 万円
115 万円以上 ～ 120 万円未満	103.5 万円
120 万円以上 ～ 125 万円未満	108 万円
125 万円以上 ～ 130 万円未満	112.5 万円
130 万円以上 ～ 135 万円未満	117 万円
135 万円以上 ～ 140 万円未満	121.5 万円
140 万円以上 ～ 145 万円未満	126 万円
145 万円以上 ～ 150 万円未満	130.5 万円

減収額	支援金額
155 万円以上 ～ 160 万円未満	139.5 万円
160 万円以上 ～ 165 万円未満	144 万円
165 万円以上 ～ 170 万円未満	148.5 万円
170 万円以上 ～ 175 万円未満	153 万円
175 万円以上 ～ 180 万円未満	157.5 万円
180 万円以上 ～ 185 万円未満	162 万円
185 万円以上 ～ 190 万円未満	166.5 万円
190 万円以上 ～ 195 万円未満	171 万円
195 万円以上 ～ 200 万円未満	175.5 万円
200 万円以上 ～ 205 万円未満	180 万円
205 万円以上 ～ 210 万円未満	184.5 万円
210 万円以上 ～ 215 万円未満	189 万円
215 万円以上 ～ 220 万円未満	193.5 万円
220 万円以上 ～ 225 万円未満	198 万円
225 万円以上 ～ 230 万円未満	202.5 万円
230 万円以上 ～ 235 万円未満	207 万円
235 万円以上 ～ 240 万円未満	211.5 万円
240 万円以上 ～ 245 万円未満	216 万円
245 万円以上 ～ 250 万円未満	220.5 万円
250 万円以上 ～ 255 万円未満	225 万円
255 万円以上 ～ 260 万円未満	229.5 万円
260 万円以上 ～ 265 万円未満	234 万円
265 万円以上 ～ 270 万円未満	238.5 万円
270 万円以上 ～ 275 万円未満	243 万円
275 万円以上 ～ 280 万円未満	247.5 万円
280 万円以上 ～ 285 万円未満	252 万円
285 万円以上 ～ 290 万円未満	256.5 万円
290 万円以上 ～ 295 万円未満	261 万円
295 万円以上 ～ 300 万円未満	265.5 万円

別表 1 (第 16 条第 2 項)

(身体障害者手帳による加配基準表)

	障害種別	加配区分		
		重度(1:1 相当)	中度(2:1 相当)	軽度(3:1 相当)
0 ・ 1 ・ 2 歳 児 ク ラ ス	肢 体		1 ・ 2 級	3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 級
	視 覚		1 ・ 2 級	3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 級
	聴 覚			2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 級
	音声・言語			3 ・ 4 級
	内 部			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 級
3 ・ 4 ・ 5 歳 児 ク ラ ス	肢 体	1 ・ 2 級	3 ・ 4 級	5 ・ 6 ・ 7 級
	視 覚	1 ・ 2 級	3 ・ 4 級	5 ・ 6 級
	聴 覚			2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 級
	音声・言語			3 ・ 4 級
	内部			1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 級

(愛の手帳(療育手帳)による加配基準表)

重度(1:1 相当)	中度(2:1 相当)	軽度(3:1 相当)
A 1、A 2	B 1	B 2

(精神障害者保健福祉手帳による加配基準表)

手帳所持	軽度(3:1 相当)
------	------------

(障害福祉サービス受給者証および障害児通所受給者証による加配基準表)

受給者証所持	個別支援
--------	------

別表 2 (第 17 条)

項 目	補助対象経費	補助金額	
基本助成	第 15 条第 3 項に定める常時配置すべき職員に係る人件費等並びに保育に要する光熱水費、消耗品費、備品購入費、及びその他事務費(以下「事業費等」という。)	8 時間実施施設	1 日の平均預かり児童数に応じて、別表 3 に定める額。
		11 時間実施施設	
家賃助成	実施施設の賃借に係る賃借料等(管理費、共益費を含む)	月額賃借料等に事業の実施月数を乗じた額。 ただし、定員に 15, 000 円及び実施月数を乗じた額を上限とする。	
設備助成	実施施設の維持管理のために必要な修繕、設備の設置及び交換等に要する経費	定員11人から18人の場合は年間 100, 000 円を上限に、定員 6 人から10人の場合は年間 60, 000 円を上限とする。	
利用時間加算	基本助成において人件費を助成した職員が行う保育の時間を超えて、保育を行った場合に要する職員の人件費等及び事業費等	8 時間実施施設	預かった総利用時間数に応じて、別表 3 に定める額。
		11 時間実施施設	
		利用時間加算の対象となる時間に、1 時間に満たない時間がある場合には、当該時間が30分以上の場合には 1 時間とみなし、30分に満たない場合にはこれを切り捨てる。 なお、1 日につき、その日の総利用時間が定員に実施時間乗じた時間を超えた場合は、当該月の実施時間枠の範囲内において、利用時間加算の対象とする。	
0 歳児受入加算	0 歳児の受入れにかかる人件費等 ※利用月の 1 日時点の月齢	生後 57 日～ 6 か月未満	1 時間につき 1, 600 円
		6 か月以上～ 0 歳児クラス	1 時間につき 800 円
障害児受入加算	第16条第 1 項第 1 号から 4 号に規定する児童の利用に際し、当該児童の処遇向上を図るための人件費等	重度	別表 1 に定める重度(1:1 相当)の児童の預かり 1 人につき、12, 060 円(日額)
		中度	別表 1 に定める中度(2:1 相当)の児童の預かり 1 人につき、7, 220 円(日額)
		軽度	別表 1 に定める軽度(3:1 相当)の児童の預かり 1 人につき、4, 690 円(日額)
		個別支援	別表 1 に定める個別支援の児童の預かり 1 人につき、3, 660 円(日額)
利用料減免補助	被保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)等を対象に、減免した利用料	被保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯等のいずれかに該当することを証する書面を提出した世帯を対象に行った減免時間分の利用料(300 円/h)	
	市町村民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円未満である世帯	市町村民税所得割合算額が 7 万 7, 101 円未満である世帯に該当することを証する書面を提出した世帯を対象に行った減免時間分の利用料(200 円/h)	
事務負担加算	乳幼児一時預かり事業における受付事務や利用登録対応等、事業を円滑に実施するために必要な事務費等	定員数に応じて、別表 4 に定める額。	

項 目	補助対象経費	補助金額
新規開設加算	乳幼児一時預かり事業実施施設の新規開設に向け、内装等整備を行うために必要な工事費	定員に 260,000 円を乗じた額を補助対象限度額とし、補助率は 3 / 4 とする。
	乳幼児一時預かり事業実施施設の新規開設に向け、必要な備品費	5,000 円以上の施設整備に必要な備品購入費を補助対象とする。補助上限額は定員に 32,000 円を乗じた金額を上限とし、補助率は 3 / 4 とする。
震災対策物品	地震等の災害対策に必要な物品等の購入にかかる経費	1 施設あたり 30,000 円を上限とする。ただし、新規開設施設については、開設年度に限り 1 施設あたり 100,000 円を上限とする。
はじめてのおあずかり券	第14条に規定する、はじめてのおあずかり券の利用に際し、一時預かりの体験を提供するための経費	一時預かりの体験を提供した総時間に、利用料相当額を乗じた額 (300 円/h)

別表 3 (第 17 条第 2 項)

対象施設	基本助成 (月額)			利用時間加算
	1 日当たりの平均 延べ預かり児童数 (※)	保育責任者有	保育責任者無	
8 時間 (経過措置)	4 人未満	552,300 円	487,200 円	1 日につき、その日の総利用時間から 42 時間を差し引いた時間に、510 円を乗じた額
	4 ～ 6 人	584,800 円	520,300 円	
	7 ～ 9 人	589,800 円	525,000 円	
	10～12人	595,300 円	529,900 円	
	13～15人	605,200 円	537,600 円	
	16～18人	612,100 円	543,100 円	
8 時間 (新基準)	4 人未満	552,300 円	487,200 円	1 日につき、その日の総利用時間から 42 時間を差し引いた時間に、570 円を乗じた額
	4 ～ 6 人	607,900 円	520,300 円	
	7 ～ 9 人	612,900 円	525,000 円	
	10～12人	618,400 円	529,900 円	
	13～15人	718,500 円	537,600 円	
	16～18人	725,000 円	543,100 円	
11 時間 (新基準)	4 人未満	731,600 円	660,800 円	1 日につき、その日の総利用時間から 60 時間を差し引いた時間に、570 円を乗じた額。
	4 ～ 6 人	871,000 円	748,100 円	
	7 ～ 9 人	877,400 円	754,100 円	
	10～12人	884,300 円	760,500 円	
	13～15人	1,021,200 円	770,500 円	
	16～18人	1,029,100 円	777,600 円	

※月の延べ預かり児童数を第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までで定める事業の実施日で除した数

別表 4 (第 17 条第 2 項)

定員	8 時間(月額)	11 時間(月額)
6 人	78,090 円	78,090 円
7 ～ 9 人	117,130 円	117,130 円
10～12人	175,690 円	175,690 円
13～15人	195,210 円	234,260 円
16～18人	(上限額)	268,420 円

横浜市長

所在地
法人名
(個人の場合は施設名を記入)
役職名
代表者名

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書

年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金の交付を受けたいため、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱を遵守します。

- 1 実施施設名
- 2 実施類型
単独型実施施設 ・ 併設型実施施設
- 3 申請額
円
(内訳)

項目	単 価 ①		実施予定月数、時間 数又は人数等 ②	補助申請額③ 〔①×②〕
基本助成	補助額算出表のとおり			円
家賃助成	月額	円	か月	円
設備助成	年額	円	通 年	円
利用時間加算	1時間につき	円	時間	円
0歳児受入加算	生後57日～6か月未満	1,600円	時間	円
	6か月以上～0歳児クラス	800円	時間	円
障害児受入加算	重 度	12,060円	人	円
	中 度	7,220円	人	円
	軽 度	4,690円	人	円
	個別支援	3,660円	人	円
利用料減免	補助額算出表のとおり			円
事務負担加算	月額	円	か月	円
震災対策物品	年額	円	通 年	円
新規開設加算	年額	円	通 年	円
はじめてのおあずかり券	1時間につき	300円	時間	円
その他	円			円

- 4 添付書類
- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 乳幼児一時預かり事業補助額算出表
- (4) 資金計画表
- (5) 実施施設の賃貸借契約書の写し
- (6) 申請者の貸借対照表

【裏面に続く】

- (7) 申請団体の定款及び履歴事項全部証明書（登記謄本の写し、個人の場合は不要）
- (8) 申請団体の役員名簿（個人の場合は不要）
- (9) 前年度の認可外保育施設立入調査の結果通知等関係書類の写し
- (10) 在籍している職員の名簿

※ただし、新規開設加算のみを申請する場合の添付書類は(1)及び(2)とする。

第2号様式（第18条第3項第1号）

事業計画書

1 実施施設名

2 実施施設の所在地

3 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 実施時間

8時間実施施設 ・ 11時間実施施設

時 分 ～ 時 分

5 実施時間内の利用料金

6 事業の定員

人

7 当事業で専有する保育室の面積

m²

8 施設設備設置・修繕等実施計画

実施計画（設備名称、実施計画概要を記載すること）	支出予定額（円）

9 震災対策物品実施計画

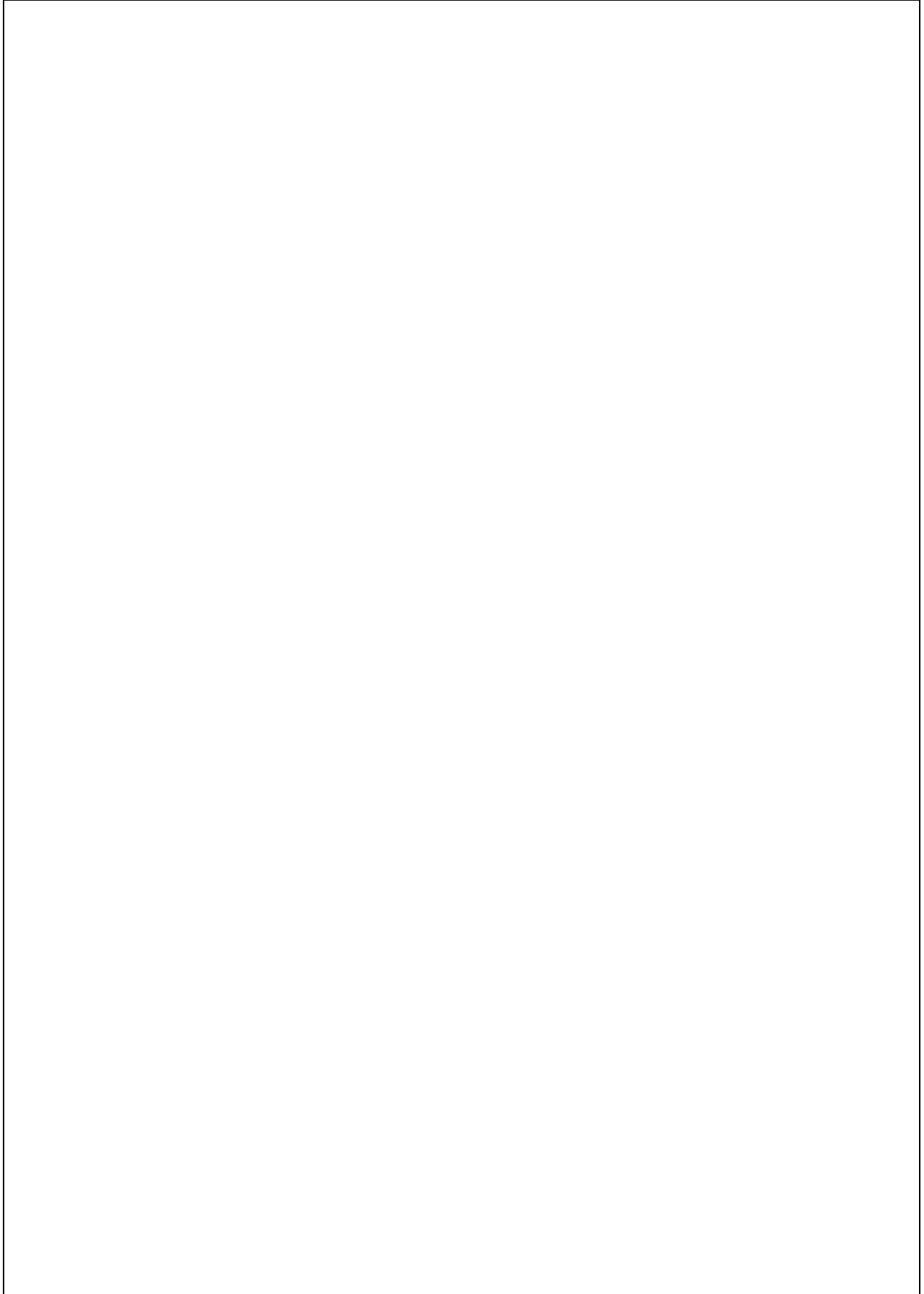
実施計画（名称、実施計画概要を記載すること）	支出予定額（円）

10 開設準備等実施計画

実施計画（名称、実施計画概要を記載すること）	支出予定額（円）

【裏面に続く】

11 実施施設の平面図

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the floor plan of the implementation facility.

※当事業で専有する保育室を囲い、面積が算出できるよう、保育室の寸法を記載してください。

第3号様式 (第18条第3項第2号)

年度 収支予算書

実施施設名

【收入】

(単位：円)

項目	金額	内訳（積算）
横浜市乳幼児一時預かり事業補助金		
利用料金等		
その他自己資金		
合 計		

【支出】

(単位：円)

[illegible]

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった横浜市乳幼児一時預かり事業補助金について、次のとおり交付します。

1 実施施設名

2 交付決定額 円

(内訳)

項 目	単 価 ①		実施予定月数、時間 数又は人数等 ②	補助申請額③ 〔①×②〕
基本助成	補助額算出表のとおり			円
家賃助成	月額	円	か月	円
設備助成	年額	円	通 年	円
利用時間加算	1 時間につき	円	時間	円
0 歳児受入加算	生後 57 日～6 か月未満	1,600 円	時間	円
	6 か月以上～0 歳児クラス	800 円	時間	円
障害児受入加算	重 度	12,060 円	人	円
	中 度	7,220 円	人	円
	軽 度	4,690 円	人	円
	個別支援	3,660 円	人	円
利用料減免	補助額算出表のとおり			円
事務負担加算	月額	円	か月	円
震災対策物品	年額	円	通 年	円
新規開設加算	年額	円	通 年	円
はじめてのおあずかり券	1 時間につき	300 円	時間	円
その他	円			円

3 補助金交付の方法、時期及び金額

補助金は、下表に定める四半期分ごとの経費を、それぞれの支払月に概算払します。

	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分	その他
基本助成	円	円	円	円	円
家賃助成	円	円	円	円	円
設備助成	円	円	円	円	円
利用時間加算	円	円	円	円	円
0歳児受入加算	円	円	円	円	円
障害児受入加算	円	円	円	円	円
利用料減免	円	円	円	円	円
事務負担加算	円	円	円	円	円
震災対策物品	円	円	円	円	円
新規開設加算	円	円	円	円	円
はじめてのおあずかり券	円	円	円	円	円
合計金額	円	円	円	円	円
支払月	4月	7月	10月	1月	月

4 交付条件

- (1) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書で申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 横浜市乳幼児一時預かり事業実施のために使用し、他の用途に流用しないでください。
- (5) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第19条第1項各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- (6) 必要があると認めるときは、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴する場合があります。
- (7) 事業完了後、速やかに横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書（第7号様式）を提出してください。
基本助成、設備助成、利用時間加算、0歳児受入加算、障害児受入加算、利用料減免、事務負担加算、震災対策物品及び新規開設加算、はじめてのおあずかり券は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績に基づいて補助金額を変更することがあります。その他、実績内容により、交付決定額を修正する必要があると認められる場合には、交付決定額を変更することがあります。
- (8) 交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払済みの補助金額が上回ることとなった場合には、当該余剰金を返還してください。
- (9) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第27条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

年 月 日

横浜市長

所 在 地
法 人 名
(個人の場合は施設名を記入)
役 職 名
代 表 者 名

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更申請書

年 月 日付で交付決定を受けた標記事業について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、申請します。

1 実施施設名

2 交付決定変更申請額

円

(交付決定済額 円)

(変更理由及び内容 :)

(内 訳)

項 目	単 価 ①		実施予定月数、時間 数又は人数等 ②	補助申請額③ 〔①×②〕
基本助成	補助額算出表のとおり			円
家賃助成	月額	円	か月	円
設備助成	年額	円	通 年	円
利用時間加算	1 時間につき	円	時間	円
0 歳児受入加算	生後 57 日～6 か月未満	1,600 円	時間	円
	6 か月以上～0 歳児クラス	800 円	時間	円
障害児受入加算	重 度	12,060 円	人	円
	中 度	7,220 円	人	円
	軽 度	4,690 円	人	円
	個別支援	3,660 円	人	円
利用料減免	補助額算出表のとおり			円
事務負担加算	月額	円	か月	円
震災対策物品	年額	円	通 年	円
新規開設加算	年額	円	通 年	円
はじめてのおあずかり券	1 時間につき	300 円	時間	円
障害児受入加算 (過年度分)	重 度	円	人	円
	中 度	円	人	円
	軽 度	円	人	円
	個別支援	円	人	円
利用料減免 (前年度分)	補助額算出表のとおり			円
その他	円			円

【裏面に続く】

3 添 付 書 類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 乳幼児一時預かり事業補助額算出表

年 月 日

横浜市長

所 在 地
法 人 名
(個人の場合は施設名を記入)
役 職 名
代 表 者 名

横浜市乳幼児一時預かり事業内容変更届出書

標記について、事業内容に変更が生じたため、次のとおり届け出ます。

1 実施施設名

2 変更年月日
年 月 日

3 変更の内容

変更する事項 (該当するものに○をつけてください)							
1 設置者名	2 設置者所在地	3 代表者職氏名	4 施設の所在地	5 施設長氏名	6 保育責任者氏名	7 実施基準 (経過措置・新基準)	8 実施時間
9 定員	10 その他 (	)					
変更前				変更後			

備考
必要に応じて書類を添付してください。

様

横浜市長

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付で交付決定した標記補助金について、次のとおり変更したので通知します。

1 実施施設名

2 変更額 円
〔 決定済額 円 〕
〔 差引 円 〕

3 補助金交付の方法、時期及び金額

補助金は、下表に定める四半期分ごとの経費を、それぞれの支払月に概算払する。

	4～6 月分	7～9 月分	10～12 月分	1～3 月分	その他
基本助成	円	円	円	円	円
家賃助成	円	円	円	円	円
設備助成	円	円	円	円	円
利用時間加算	円	円	円	円	円
0 歳児受入加算	円	円	円	円	円
障害児受入加算	円	円	円	円	円
利用料減免	円	円	円	円	円
事務負担加算	円	円	円	円	円
震災対策物品	円	円	円	円	円
新規開設加算	円	円	円	円	円
はじめてのおあずかり券	円	円	円	円	円
障害児受入加算 (過年度分)	円	円	円	円	円
利用料減免 (前年度分)	円	円	円	円	円
合計金額	円	円	円	円	円
支払月	4 月	7 月	10 月	1 月	月

4 交付条件

- (1) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付申請書で申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- (4) 横浜市乳幼児一時預かり事業実施のために使用し、他の用途に流用しないでください。
- (5) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）第 19 条第 1 項各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。
- (6) 必要があると認めるときは、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴する場合があります。
- (7) 事業完了後、速やかに横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書（第 7 号様式）を提出してください。
基本助成、設備助成、利用時間加算、0 歳児受入加算、障害児受入加算、利用料減免、事務負担加算及び震災対策物品及び新規開設加算、はじめてのおあずかり券は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績に基づいて補助金額を変更することがあります。その他、実績内容により、交付決定額を修正する必要があると認められる場合には、交付決定額を変更することがあります。
- (8) 交付決定額を減額変更し、確定した場合において、確定した補助金額を支払済みの補助金額が上回

ることとなった場合には、当該余剰金を返還してください。

- (9) 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第 27 条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

横浜市長

所在地
法人名
(個人の場合は施設名を記入)
役職名
代表者名

横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書

年 月 日付で交付決定を受けた横浜市乳幼児一時預かり事業の実績について、次のとおり報告します。

1 実績報告の概要

実施施設名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施総日数	日間
事業の定員	人
総利用時間	時間
延べ預かり児童数	人
利用時間加算対象時間の合計	時間
利用料減免を実施した時間	時間
0歳児受入加算	時間
障害児受入加算	人
はじめてのおあずかり券	時間

※添付資料に基づいた数値を記入すること。

2 設備助成実績報告

実施結果（設備名称、実施内容等を記載すること）	支出額（円）
	円
	円
計	円

3 震災対策物品実績報告

実施結果（名称、実施内容等を記載すること）	支出額（円）
	円
	円
計	円

【裏面に続く】

4 新規開設加算実績報告

実施結果（名称、実施内容等を記載すること）	支出額（円）
	円
	円
計	円

5 添付書類

- (1) 年間の利用実績が確認できる資料
- (2) 収支決算書（第8号様式）
- (3) 乳幼児一時預かり事業補助額算出表
- (4) 設備助成に係る支出の確認できるもの（領収書の写し、施工前後の写真等、対象の支出がない場合は不要）
- (5) 震災対策物品に係る支出の確認できるもの（領収書の写し等、対象の支出がない場合は不要）
- (6) 新規開設加算に係る支出の確認できるもの（領収書の写し等、対象の支出がない場合は不要）
- (7) 貸金台帳

年度 収支決算書

実施施設名

【収 入】 (単位：円)

項目	金額	内訳（積算）
横浜市乳幼児一時預かり事業補助金		
利用料金等		
その他自己資金		
合 計		

【支 出】 (単位：円)

項目	金額	内訳（積算）
賃借料		
人件費		
光熱水費		
消耗品費・備品購入費		
その他事務費		
設備設置・修繕費		
震災対策物品		
新規開設費		
その他		
合 計		

第 号
年 月 日

様

横浜市長

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した 年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金について
は、 年 月 日横浜市乳幼児一時預かり事業実績報告書に基づき、交付額を次のとおり確
定したので通知します。

- 1 実施施設名
- 2 交付確定額
円
- 3 交付決定済額を変更し、確定した場合の理由

年 月 日

横浜市長

所 在 地

法 人 名

(個人の場合は施設名を記入)

役 職 名

代表者名

横浜市乳幼児一時預かり事業補助金請求書 (月～ 月分)

年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金として、次のとおり支払いを請求します。

1 請求額

円

2 実施施設名

3 振込先

業者コード-口座枝番								—			
金融機関名 支店名											
口座種別	普通 ・ 当座			口座番号							
フリガナ											
口座名義人											

※注：本請求書には、横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）又は
横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付決定変更通知書（第 6 号様式）の写しを添付すること。

横浜市長

所在地
法人名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付で交付決定を受けた、 年度横浜市乳幼児一時預かり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第24条に基づく額の確定額

円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3 添付書類

- (1) 積算内訳報告書
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

- 1 施設名
- 2 代表者職氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名 横浜市乳幼児一時預かり事業
- 5 横浜市乳幼児一時預かり事業補助金交付要綱第 24 条に基づく額の確定額
- 6 概要